懲戒に関する規程

第１章　総則

（目的）

第　１条　この規程は、学則第２７条の規定に基づき、学校法人大阪滋慶学園 大阪医療技術学園専門学校の学生の懲戒に関し適正及び公正を図るため、必要な事項を定める。

第２章　戒告、停学、退学の基準

（戒告の基準）

第　２条　学生が次の号のいずれかに該当する場合は、戒告を命じることができる。

（１）学内又は学外において、非違行為を行った場合

（２）本校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

（停学の基準）

第　３条　学生が次の号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができる。

（１）本校の秩序を乱し、本校の教育活動を妨げる行為を行った場合

（２）学内又は学外において、重大な非違行為を行った場合

（３）本校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合

（４）本校が実施する試験等において、不正行為を行った場合

２　停学は無期又は有期とし、有期の場合の期間は６ヶ月以内とする。

３　停学の期間は、学則第７条に規定する休業日を含むものとする。

（退学の基準）

第　４条　学生が次の号のいずれかに該当する場合は、退学を命じることができる。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる場合

（２）正当な理由が無く、出席常でない場合

（３）本校の秩序を乱し、本校の教育活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

（４）学内又は学外において、重大な非違行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

（５）本校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

（６）その他、学生としての本分に著しく反した場合

（悪質性及び重大性の判断）

第　５条　第３条第１項第３号及び前条第３号から第５号までにおける悪質性は、懲戒処分の対象となる行為を行った学生（以下、「当該学生」という。）の主観的態様、その行為の性質、その行為に至る動機等を勘案の上、判断する。

２　第３条第１項第２号及び前条の第４号における重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度、非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上、判断する。ただし、非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断する。

３　過去に懲戒を受けた者が再度懲戒に該当する場合又はこれに相当する行為をした場合は悪質性が高いものとみなし、重い処分を課すことができる。

第３章　懲戒行為の報告、謹慎

（懲戒行為の報告）

第　６条　当該学生が所属する学科の長は、懲戒処分の対象となる公私を知り得たときは遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行ない、速やかに事務局長並びに学校長へ文書をもって報告する。大阪医療技術学園専門学校の学生の懲戒に関し適正及び公正を図るため、必要な事項を定める。

（退学の願い出の不受理）

第　７条　学校長は、当該学生から退学の願い出があった場合、第１４条第２項の規定による懲戒処分の告知が行われるまで、これを受理しないものとする。

（謹慎）

第　８条　第６条の規定による報告を行なう場合において、当該学生が所属する学科の長は、当該行為が第３条第１項各号又は第４条各号に相当すると疑われ、かつ、教育上の配慮が必要であると認めるときには、当該学生に対して謹慎を命じることができる。

２　謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

第４章　会議の開催、審議事項、審議、懲戒の決定及び告知

（会議の開催）

第　９条　学校長は、学生の懲戒をしようとする事案があるとき又は懲戒にするか否か判断する事案があるときは学校運営者会議の議を経て、その処分を決定する。

（審議事項）

第１０条　学校運営者会議では、次に掲げる事項を審議する。

（１）学生の懲戒処分に関すること

（２）その他、学校長が必要と認める事項に関すること

（懲戒の審議）

第１１条　学校運営者会議では、当該事案について必要な調査を行い、懲戒処分等を審議し、当該学生の懲戒処分案を学校長に報告する。

（懲戒の予告）

第１２条　学校運営者会議では、当該学生の懲戒処分案について、当該学生の所属する学科の長に通知し、学科の長は、当該学生及びその保護者（以下、「当該学生等」という。）に予告する。

（当該学生等の意見陳述）

第１３条　当該学生の所属する学科の長は、当該学生等に対し、予告された懲戒処分案について意見陳述の機会を与えなければならない。

２　当該学生等は、前条の規定による予告を受けた日から５日以内に、所属する学科の長に陳述書を提出することができる。

３　前２項により、当該学生等から陳述書の提出があった場合には、速やかに学校運営者会議に報告する。

（懲戒の決定及び告知）

第１４条　会議では、前条の陳述書が提出された場合には、再度会議で審議し、その結果を学校長へ報告する。

２　学校長は、前項の規定による報告（前条の陳述書の提出がなかった場合にあっては、第６条の規定による報告）を受け、当該学生の懲戒処分を決定し、当該学生の所属する学科の長に通知する。この場合において、当該学科の長は、当該学生等に決定した懲戒処分を告知する。

第５章　その他、雑則

（その他の教育的措置、配慮）

第１５条　学校長は、学生が第２条各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めたときはその学生に対し、厳重注意を行うことができる。

２　厳重注意は、戒告に至らないものであって、当該行為を厳重に注意することをいう。

３　厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

（修学支援学生への警告）

第１６条　学校長は、修学支援生（本校「修学支援生に関する規程」第１条）が次のいずれかの号に該当する場合には、学校運営者会議の議を経て、「警告」を行う。

（１）修得単位数が標準の７割以下

（２）ＧＰＡ評価が下位４分の１の場合

（３）出席率が８割以下など、学習意欲が低いと本校が判断した場合

２　警告は文書にて、修学支援生並びに保護者へ告知する。

（事務）

第１７条　学生の懲戒に関する事務は、学科の長並びに事務局において処理をする。

（雑則）

第１８条　この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附　　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

この規程は令和　７年４月１日から施行する。